

第 2 3 号 議 案

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

足立区介護保険条例（平成 1 2 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 条を加える。

（平成 2 9 年度における保険料率の特例）

第 1 0 条 平成 2 9 年度における保険料率は、第 1 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （ 1 ） 令附則第 2 0 条第 1 項第 1 号に掲げる者 3 万 3 , 4 8 0 円
- （ 2 ） 令附則第 2 0 条第 1 項第 2 号に掲げる者 4 万 8 , 2 4 0 円
- （ 3 ） 令附則第 2 0 条第 1 項第 3 号に掲げる者 5 万 5 , 6 8 0 円
- （ 4 ） 令附則第 2 0 条第 1 項第 4 号に掲げる者 6 万 4 , 5 6 0 円
- （ 5 ） 令附則第 2 0 条第 1 項第 5 号に掲げる者 7 万 4 , 1 6 0 円
- （ 6 ） 次のいずれかに該当する者 8 万 1 6 0 円

ア 地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第 1 9 条第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が 1 2 0 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

（7） 次のいずれかに該当する者 8万9,760円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

（8） 次のいずれかに該当する者 10万3,920円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

（9） 次のいずれかに該当する者 10万7,640円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当す

る者を除く。)

(1 0) 次のいずれかに該当する者 1 1 万 5 2 0 円

ア 合計所得金額が 4 0 0 万円以上 6 0 0 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 2 0 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 1 2 号イ又は第 1 3 号イに該当する者を除く。)

(1 1) 次のいずれかに該当する者 1 3 万 3 , 5 6 0 円

ア 合計所得金額が 6 0 0 万円以上 8 0 0 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 2 0 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 1 3 号イに該当する者を除く。)

(1 2) 次のいずれかに該当する者 1 4 万 8 , 3 2 0 円

ア 合計所得金額が 8 0 0 万円以上 1 , 2 0 0 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 2 0 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(1 3) 次のいずれかに該当する者 1 7 万 6 4 0 円

ア 合計所得金額が 1 , 2 0 0 万円以上 1 , 8 0 0 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 2 0 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除

く。)に該当する者を除く。)

(1 4) 前各号のいずれにも該当しない者 2 0 万 2 8 0 円

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

保険料率を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。